

## 青森県いじめ防止基本方針検討協議会設置要項

### (設置及び業務)

第1条 青森県いじめ防止基本方針の策定等について協議を行うために、青森県いじめ防止基本方針検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組 織)

第2条 協議会は、教育長が委嘱する次の15名の委員で組織する。

- |   |    |
|---|----|
| 一 学識経験者（大学教授等）                            | 1名 |
| 二 弁護士                                     | 1名 |
| 三 臨床心理士                                   | 1名 |
| 四 法務局関係者                                  | 1名 |
| 五 県立精神保健福祉センター関係者                         | 1名 |
| 六 県警察本部関係者                                | 1名 |
| 七 市町村教育委員会関係者（市町村教育委員会連絡協議会、町村教育長協議会の代表）  | 2名 |
| 八 学校教育関係者（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・私立学校の校長会代表） | 5名 |
| 九 保護者代表者（県PTA連合会、県高等学校PTA連合会の代表）          | 2名 |

### (会長等)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理し、又は代行する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成26年3月31日までとする。

### (会 議)

第5条 協議会の会議は、教育長が招集する。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、教育庁学校教育課に置く。

### (その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要項は、平成25年12月4日から施行する。